

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

香川県知事

殿

令和5年5月23日

協議者 住所 徳島県徳島市東沖洲一丁目12番地  
 氏名 株式会社 旭金属  
 代表取締役 旭 浩司



〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
 電話番号 088-664-6090

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山332-12
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山332-12
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
	種類	廃プラスチック類
	性状	固体
	1年当たりの最大搬入量	30t/年
	排出事業場	名称
所在地		徳島県徳島市東沖洲一丁目12番地
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		廃自動車リサイクル業 廃自動車→解体→分別→廃タイヤの排出
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 旭金属 代表取締役 旭 浩司
	住所又は所在地	徳島県徳島市東沖洲一丁目12番地

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙の通り
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	落下防止のため、シート掛けを厳重に施し、生活環境の保全に徹した運搬をする。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	旭浩司 TEL088-664-6090
	搬入開始予定年月日	2023年9月1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

【運搬経路】

株式会社旭金属

〒770-0873 徳島県徳島市東沖洲1丁目12

徳島沖洲IC から 4丁目の 徳島南部道 に入る

北西に進む

県道204号を進む

右折して臨港道路 沖洲(外)線に入る (徳島沖洲IC/E55/徳島南部道/高松/神戸 の表示)

右車線を使用して E55/徳島南部道 のランプに進む

高松自動車道 を さぬき市 津田町津田 の 県道37号 まで進み、津田寒川IC で 高松自動車道 を出る

徳島南部道 に入る

徳島JCT で、右車線を使用して 高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸 方面 E11 の標識に従う

四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る

鳴門JCT で左車線を使用して 高松自動車道、高松/瀬戸中央自動車道 方面の標識に従う

津田寒川IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む

県道37号 を進み、県道141号 と さぬき新道/県道279号 に入って 前山 の 県道3号 に向かう

右折して県道37号に入る

県道140号/県道141号 を直進する

そのまま 県道141号 を進む

寒川町本村西 (交差点) を右折して さぬき東街道/県道10号 に入る

寒川町石田西 (交差点) を左折して さぬき新道/県道279号 に入る (西植田/高松空港 の表示)

塚原 (交差点) を左折して 県道3号 に入る

前方右側です

久香リサイクル株式会社

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12